

このニュースレターは、国土交通省が提案している羽田空港の国際線増便について、地域の皆さまとのコミュニケーションの状況を広くお知らせするために発行しています。

首都圏31会場で36回にわたり フェーズ5の説明会が開催されました

国土交通省では、「羽田空港のこれから」のフェーズ5の取り組みとして、2018年12月から2019年2月にかけて説明会が行われました。フェーズ5の説明会は、これまでより開催地を拡大して首都圏31会場で開催。より多くの皆さまに来場いただき、対話することができるよう、各市区では週末と平日で2回実施されました。

これまでと同様にオープンハウス型で行われた説明会では、機能強化の必要性や実現方策等の情報提供に加え、皆さまから寄せられた知りたいこと、疑問に思っていることについて、国土交通省の担当者から一人ひとりに丁寧にお答えする形で実施されました。また、会場内に設置された体験コーナーでは、航空機の音や見え方を実際に体感していただきました。

開催期間中は、のべ11,100名を超える方々に来場いただき、騒音や落下物への具体的な対策を求めるといったご意見や情報提供についてのご要望など、さまざまな声が寄せられました。

また、各自治体からの要請に応じて地域ごとの説明会も開催しています。

説明会で寄せられた主なご意見

- 経済発展のためには羽田空港の機能強化は必要だと思う。
- 今後、技術革新の進捗や羽田空港の需要に応じて、経路の見直しをしてほしい。
- 住宅地やオフィス街を飛行するので、騒音影響が心配だ。
- 住環境が悪化することで不動産の価値が下がったり、入居者が減少することを懸念している。
- 騒音の状況に応じて、防音サッシの設置などによる防音工事をしたり、費用の補助をしてほしい。
- 落下物対策をしっかり行ってほしい。
- テロやハイジャック等の対策を強化する必要がある。
- 今回の提案について、もっと多くの人に周知すべきである。
- 新聞折込広告は分かりやすかった。
- 住民間で意見共有がしにくい。集会型、教室型の説明会も開催してほしい。
- ヘッドホンだけでは実感がわからない。実際の音を聞いてみたいので試験飛行（テスト飛行）をしてほしい。
- 決定された方策の内容（飛行経路、高度、便数、騒音値など）については、引き続き情報を提供してほしい。



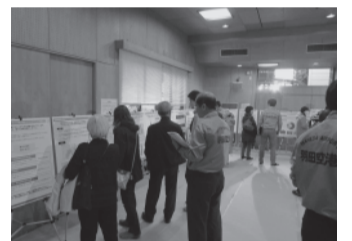
12月17日 イトーヨーカドー大井町店（品川区）



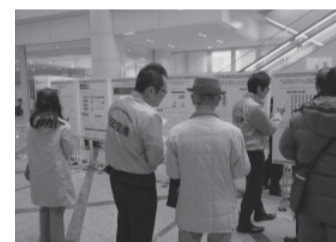
12月18日 野方区民活動センター（中野区）



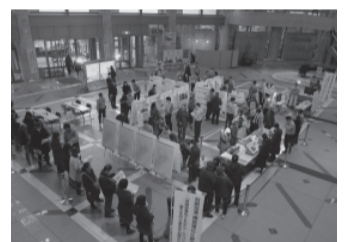
12月21日 赤羽北区民センター（北区）



1月13日 和光市吹上コミュニティセンター（和光市）



1月20日 タワーホール船堀（江戸川区）



1月29日 練馬区役所（練馬区）

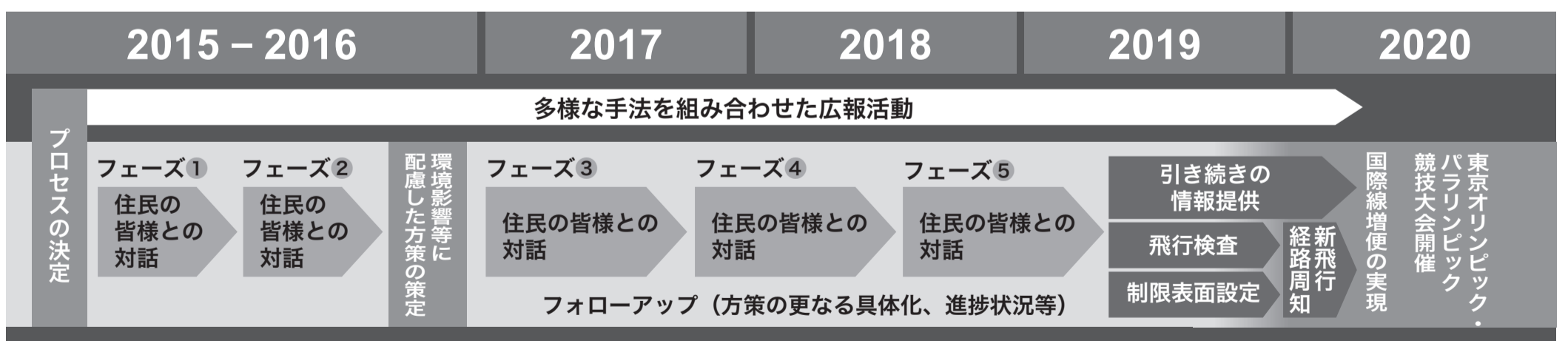


2月1日 川崎区役所大師支所（川崎市）



2月8日 新宿駅西口広場イベントコーナー（新宿区）

これまでと今後の進め方



フェーズ1 必要性や実現方策等

国際線増便の必要性や実現方策について情報を提供。皆さまの声から課題を整理し共有しました。

フェーズ2 対策や運用方法等

環境・安全対策、飛行経路の運用方法等、皆さまのご意見を伺いながら、「環境影響等に配慮した方策」が検討されました。

フェーズ3・4 「環境影響に配慮した方策」等

機能強化の必要性、実現方策等に加え、「環境影響に配慮した方策」について、丁寧な情報提供を行い、住民の皆さまのご意見を伺いました。

フェーズ5 寄せられた関心事・疑問に対する説明等

引き続き、機能強化の必要性、実現方策等に加え、皆さまから寄せられた知りたいこと、疑問に思っていることについて、お答えする場が設けられました。



現在進められている落下物対策について

「落下物防止対策基準」の策定

- ・2018年9月に、落下物防止対策基準を制定・公布しました。
- ・2019年1月15日に本邦航空会社、同3月15日に日本に乗り入れる外国航空会社に落下物防止対策基準が義務化されました。

基準の位置付け

- 航空会社は、航空法に基づき、事業計画を提出
→国は、提出された計画を審査し、基準に適合する場合には、事業許可を与える
→航空会社には事業計画を遵守する義務
- 事業計画の記載事項に落下物防止対策を追加するよう、関連法令を2018年8月に改正
→航空会社は、事業計画に基づき、落下物防止対策基準に適合する対策の実施が義務付け
- 落下物防止対策は国際基準にもなく、世界的に類をみない我が国独自の基準

基準の適用対象

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社

基準の適用スケジュール

- 本邦航空会社：2019年1月15日より適用
- 外国航空会社：2019年3月15日より適用

駐機中の機体チェックの強化

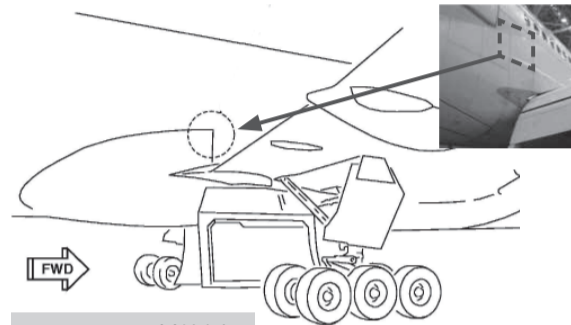
- 外国航空機に対する検査を、羽田空港・成田空港に重点化。
- 空港管理者による新たなチェック体制の構築。

基準の内容

- 落下物防止対策として、ハード・ソフトの双方の観点から対策を新たに義務付け

【ハード面】機体の改修等

【ソフト面】整備・点検の実施、教育訓練、部品脱落・氷塊落下が発生した場合の原因究明・再発防止の検討体制の構築等



ハード面の対策例
機体の改修

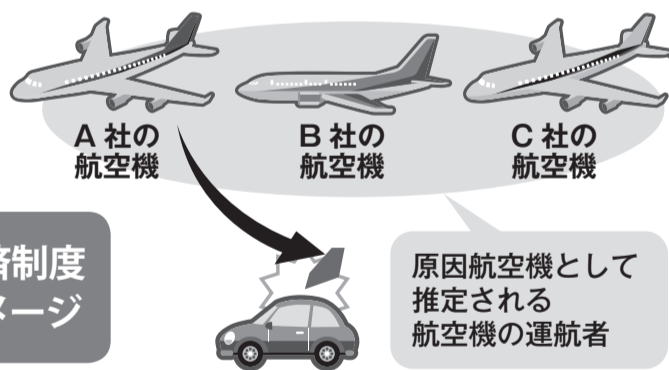


ソフト面の対策例
整備・点検の実施

- ・成田空港では2017年3月から、羽田空港では2019年3月から運用開始（航空機検査官が対応）
- ・2018年度から予算要求等を実施し、チェック体制を強化。2019年度以降も、チェック体制の一層の充実のため、予算要求等を実施

航空機落下物に係る補償等の充実

- 落下物被害の原因者を一に特定出来ない場合に原因航空機と推定される航空機の利用者により連帯して補償する制度（被害者救済制度）を拡充しました。
・羽田空港に乗り入れる航空会社に対して加入を義務化
・羽田空港と同様の制度を他空港（国管理空港、成田、関西、伊丹、中部）へ展開
- 速やかな被害者救済の実現等のため、羽田空港の離着陸機による落下物被害に係る修繕等の費用を立て替える制度を構築しました。
- 被害に対する補償とは別に、落下物に起因する物損等の被害に対する見舞金制度を創設しました。
- 上記については、2019年3月30日より開始しました。



落下物確認委員会による特定

A社	33.3%
B社	33.3%
C社	33.3%

被害者
(人損、物損)

[落下物確認委員会構成員]

- ・地方航空局空港部長
- ・空港事務所長
- ・運航者代表（本邦社・外航社）
- ・保険会社代表

様々な方法で情報提供が行われています

■ ホームページから

<http://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>

羽田空港のこれから

検索



ご意見フォームから直接投稿できます。



■ 情報発信拠点から

羽田空港第1ターミナルで、常設の情報発信拠点が開設されています。また、各地でも移動型情報発信拠点の展示が行われています。



■ 電話でのご意見は

Tel 0570-001-160

(IP電話からは、03-5908-2420)

「国土交通省「羽田空港のこれから」に関するご意見窓口」
受付時間：平日9:30～19:00



■ ニュースレターのバックナンバー、パンフレット、FAQ、パネル冊子などはホームページに掲載しています。